

ひょうご 1.5℃ライフスタイルロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 ひょうご 1.5℃ライフスタイルのロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いについては、この規程に定めるところによる。

(ロゴマークの規格)

第2条 ロゴマークの規格は、別図のとおりとする。

(使用対象者)

第3条 ロゴマークを使用できるのは、次の各号に定める者（以下「使用者」という。）とする。

(1) ひょうご 1.5℃ライフスタイルコンソーシアム参加団体

(2) 兵庫県

(3) 兵庫県がロゴマークの使用を認めた者

(ロゴマークの使用承認申請等)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、ひょうご 1.5℃ライフスタイルコンソーシアム事務局（以下「事務局」という。）に、所定の使用承認申請を提出し、その承認を受けなければならない。

(ロゴマークの使用不承認)

第5条 本部は、申請内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を承認しないものとする。

(1) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合

(2) 兵庫県のイメージを傷つけ、又は妨げとなるおそれがある場合

(3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのある場合

(4) ロゴマークを用いて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標登録及び知的財産に関する権利の設定又は登録をすること。

(5) その他、事務局が承認しないことが適切であると判断した場合

(ロゴマークの使用承認)

第6条 本部は、第4条に定める申請があった際、内容等を審査し、適当と認めた場合は、承認するものとする。

(使用の条件)

第7条 ロゴマークの使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ひょうご 1.5℃ライフスタイルに関する活動を広報する目的にのみ使用すること。

(2) 別図に定められた色、形、書体等を正しく使用すること。

(3) 兵庫のイメージを損なう使用、展開又は応用をしないこと。

(4) 事務局から求めがあった場合は、当該使用に係る物件の使用品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

(承認事項の変更)

第8条 第6条の承認を受けた者は、承認事項の内容を変更する必要があるときは、本部に報告し、その承認を受けなければならない。

2 第4条から前条までの規定は、前項の承認について準用する。

(承認の取消し)

第9条 本部は、第6条の承認を受けた者が承認事項の内容に違反したときは、当該承認を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用承認が取り消された場合、承認取消の日から使用することはできないものとする。

(1) 使用者がこの規程に違反した場合

(2) 使用者が第6条の使用承認に付した条件に違反した場合

(3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合

(5) その他ロゴマークの使用継続が不相当であると認められた場合

2 事務局は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 本部は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(経費等の負担)

第10条 事務局は、この規程による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第11条 事務局は、ロゴマーク使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、事務局に迷惑を及ぼさないように処理すること。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により事務局に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を事務局に賠償すること

(事務)

第12条 ロゴマークに関する著作権は事務局に属し、事務局はその運用に関する事務を行う。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(施行期日)

附則

この規程は、令和6年9月2日から施行する